



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*40 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 告示

501 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 2

502 " (")..... 2

503 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 3

*504 平成26年和歌山県告示第299号(和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの医療費の算定方法等)の一部改正 (子ども未来課)..... 4

*505 平成26年和歌山県告示第300号(和歌山県立こころの医療センターの医療費の算定方法等)の一部改正 (医務課)..... 4

506 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 4

507 平成31年和歌山県告示第186号(平成31年度随時技能検定の実施)の一部改正 (労働政策課)..... 4

*508 家畜診療検査等手数料 (畜産課)..... 5

*509 家畜人工授精等手数料 (")..... 5

510 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 8

511 " (")..... 8

512 " (")..... 9

513 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9

514 " (")..... 9

515 道路の供用開始 (")..... 10

516 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 10

517 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 10

○ 監査委員告示

1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 11

○ 警察本部告示

7 一般競争入札による落札者の決定 11

○ 海区漁業調整委員会指示

2 ひき縄釣による水産動物の採捕 12

規 則

和歌山県規則第40号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙取扱手数料) 第8条 知事は、売りさばき人に対し、次の各号に定める額の証紙取扱手数料を四半期ごとに支払うものとする。 (1) 第6条第1項の規定により指定した売りさばき人に対しては、前条第1項の証紙の買受代金額に相当する額に、100分の4以内で知事が定める割合に<u>100分の110</u>を乗じた割合（以下「手数料率」という。）を乗じて得た額 (2) 略 2・3 略</p>	<p>(証紙取扱手数料) 第8条 知事は、売りさばき人に対し、次の各号に定める額の証紙取扱手数料を四半期ごとに支払うものとする。 (1) 第6条第1項の規定により指定した売りさばき人に対しては、前条第1項の証紙の買受代金額に相当する額に、100分の4以内で知事が定める割合に<u>100分の108</u>を乗じた割合（以下「手数料率」という。）を乗じて得た額 (2) 略 2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前の証紙の買受けに係る証紙取扱手数料については、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第501号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年10月15日まで縦覧に供する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

令和元年9月12日

- 2 名称

特定非営利活動法人ヒューマンライツわかやま

- 3 代表者の氏名

藤本哲史

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市神前字西ノ垣内405番3

- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して人権と福祉に関する事業を行い、人権と福祉を基調とする「社会づくり」の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第502号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年10月15日まで縦覧に供する。

令和元年9月27日

- 1 申請年月日
令和元年9月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人世界遺産の環境を守る会
- 3 代表者の氏名
鈴木勝志
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県岩出市西野174番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、世界遺産の環境を守る為の活動に関する事業を行い、ユニセフの活動に協力するとともに、美しい自然、美しい地球を、未来を担う子供達に手渡すことに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第503号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和元年9月17日指定した。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	裏モノJAPAN 10月号	01805-10	鉄人社
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.9	68541-56	大洋図書
雑誌	実話ナックルズGOLD Vol.10	68541-61	大洋図書
雑誌	封印解禁 真相パンドラ令和真夏の怪奇スペシャル	02200-09	ダイアプレス
雑誌	週刊実話ザ・タブー 10月12日号	20327-10/12	日本ジャーナル出版
ビジネス書	アリエナイ理科ノ大辞典 改訂版	ISBN978-4-86673-142-1	三オブックス
コミック	ガトー 10月号	02619-10	一迅社
コミック	ダリア 10月号	05839-10	フロンティアワークス
コミック	ガッシュ 10月号	12467-10	海王社
コミック	まんが日本の悪人の脳みそ 狂人の行動パターンとその末路	53455-79	コアマガジン
雑誌	実話BUNKA超タブー 10月号	05159-10	コアマガジン
コミック	実話ナックルズウルトラ Vol.4	68541-54	大洋図書
雑誌	封印解禁TVDX 2019年秋号	68541-60	大洋図書
雑誌	封印解禁TVSP Vol.2	68541-47	大洋図書
雑誌	臨増ナックルズDX Vol.18	68541-44	大洋図書

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示504号

平成26年和歌山県告示第299号（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの医療費の算定方法等）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から実施する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、5の項中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

和歌山県告示505号

平成26年和歌山県告示第300号（和歌山県立こころの医療センターの医療費の算定方法等）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から実施する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、5の項中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、6の項中「3,560円」を「3,660円」に改め、7の項中「3,240円」を「3,300円」に、「6,260円」を「6,420円」に、「540円」を「550円」に改める。

和歌山県告示第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第3号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年9月27日から同年10月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第507号

平成31年和歌山県告示第186号（平成31年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和元年9月27日から適用する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施

「工作業）」の次に「、染色（織物・ニット浸染作業）」を加える。

和歌山県告示第508号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第2号のただし書の規定により、家畜診療検査等手数料を次のように定め、令和元年10月1日から適用する。ただし、初診料については、令和元年10月1日から同年12月31日まで適用する。

平成26年和歌山県告示第301号（家畜診療検査等手数料）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

初診料 85点

検査手数料

妊娠検査 144点

生殖器機能検査 85点

精虫検査 85点

牛結核病検査 53点

牛ブルセラ病検査 53点

牛ヨーネ病検査 53点

注射手数料（医薬品を含む場合）

牛予防注射 88点

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病・牛パラインフルエンザ混合予防注射 115点

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス混合予防注射 147点

注射手数料（医薬品を含まない場合）

大家畜 31点

中家畜 11点

小家畜 1点

家畜管理支援手数料

去勢 牛 210点

豚 52点

馬 1,884点

除角 子牛（3か月齢未満） 105点

牛（3か月齢以上） 210点

鼻環装着（鼻環を含まない。） 52点

文書料 81点

指示書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条第1項の規定に基づくもの）、診断書、指導書又は証明書は、平成30年農林水産省告示第2154号により定められた家畜共済診療点数表の種別文書料のB種による額に準ずる。

1点の価額

平成30年農林水産省告示第2155号に規定する1点の価額に準ずる。

和歌山県告示第509号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第7号の規定により、家畜人工授精等手数料を次のように定め、令和元年10月1日から適用する。

平成26年和歌山県告示第302号(家畜人工授精等手数料)は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 人工授精関係手数料

家畜の種類	単位	人工授精手数料(円)		精液分譲手数料 (円)	摘 要
		精液を含む場合	精液を含まない 場合		
輸入種雄牛	1回	3,370	2,430	940	精液分譲手数料は、1本につきとする。
事業団乳牛A	1回	3,150	2,430	720	同上
事業団乳牛B	1回	3,370	2,430	940	同上
事業団乳牛C	1回	3,710	2,430	1,280	同上
事業団乳牛D	1回	4,250	2,430	1,820	同上
事業団乳牛E	1回	4,810	2,430	2,380	同上
事業団乳牛F	1回	5,910	2,430	3,480	同上
事業団乳牛G	1回	8,110	2,430	5,680	同上
事業団乳牛H	1回	3,490	2,430	1,060	同上
事業団乳牛I	1回	7,010	2,430	4,580	同上
事業団乳牛J	1回	9,210	2,430	6,780	同上
事業団乳牛K	1回	10,310	2,430	7,880	同上
事業団乳牛L	1回	11,410	2,430	8,980	同上
事業団輸入精液A	1回	8,770	2,430	6,340	同上
事業団輸入精液B	1回	6,570	2,430	4,140	同上
事業団輸入精液C	1回	6,290	2,430	3,860	同上
和牛	1回	2,930	2,430	500	同上
事業団和牛A	1回	3,150	2,430	720	同上
事業団和牛B	1回	3,370	2,430	940	同上
事業団和牛C	1回	3,710	2,430	1,280	同上
事業団和牛D	1回	4,250	2,430	1,820	同上
事業団和牛E	1回	4,810	2,430	2,380	同上
事業団和牛F	1回	5,910	2,430	3,480	同上
事業団和牛G	1回	8,110	2,430	5,680	同上
事業団和牛H	1回	10,310	2,430	7,880	同上
事業団和牛I	1回	13,610	2,430	11,180	同上
事業団和牛J	1回	19,110	2,430	16,680	同上
事業団和牛K	1回	24,610	2,430	22,180	同上
事業団和牛L	1回	7,010	2,430	4,580	同上
事業団和牛M	1回	11,410	2,430	8,980	同上
事業団和牛N	1回	6,800	2,430	4,370	同上
事業団和牛O	1回	9,210	2,430	6,780	同上
輸入豚	1回	7,410	4,820	2,590	精液分譲手数料は、70ccにつきとする。
国産豚	1回	6,250	4,820	1,430	同上

2 牛受精卵移植関係手数料

(1) 過排卵処置手数料 1回につき 20,950円

過排卵処置に係る医薬品及び消耗品等を含む。ただし、人工授精関係手数料は除く。

(2) 採卵手数料 1回につき 15,710円

採卵、正常受精卵の凍結に係る医薬品及び消耗品等を含む。ただし、畜産試験場長、供卵牛所有農家及び当該供卵牛所有農家を管轄する家畜保健衛生所長が協議の上、畜産試験場において採卵する場合に限る。

(3) 移植手数料 1回につき 6,290円

受精卵の移植に係る消耗品等を含む。ただし、移植に供する受精卵及び移植適期の判定に要する経費は除く。

(4) 受精卵分譲手数料

受精卵の種類	単位	凍結精液のランク	受精卵分譲手数料(円)	性判別受精卵分譲手数料(円)	摘 要
乳牛受精卵	1個		9,640	19,280	受精卵分譲手数料は、1個につきとする。
和牛受精卵A	1個	3,000円～5,000円未満	10,600	19,280	同上
和牛受精卵B	1個	5,000円～10,000円未満	11,130	19,800	同上
和牛受精卵C	1個	10,000円～20,000円未満	12,440	21,120	同上
和牛受精卵D	1個	20,000円～30,000円未満	15,050	23,730	同上
和牛受精卵E	1個	30,000円～40,000円未満	17,670	26,350	同上
和牛受精卵F	1個	40,000円～50,000円未満	20,290	28,970	同上
和牛受精卵G	1個	50,000円以上	22,910	31,590	同上

3 牛体外受精卵移植関係手数料

(1) ホルモン処理手数料 1回につき 5,810円

ホルモン処理に係る医薬品及び消耗品等を含む。

(2) 卵子採取及び体外受精実施手数料 1回につき 28,020円

卵子採取、体外受精並びに受精卵の培養及び凍結に係る医薬品及び消耗品等を含む。ただし、畜産試験場長、供卵牛所有農家及び当該供卵牛所有農家を管轄する家畜保健衛生所長が協議の上、畜産試験場において実施する場合に限る。

(3) 受精卵分譲手数料

受精卵の種類	単位	凍結精液のランク	受精卵分譲手数料(円)	摘 要
和牛受精卵A	1個	3,000円～5,000円未満	9,210	受精卵分譲手数料は、1個につきとする。
和牛受精卵B	1個	5,000円～10,000円未満	9,730	同上
和牛受精卵C	1個	10,000円～20,000円未満	11,000	同上
和牛受精卵D	1個	20,000円～30,000円未満	13,550	同上

和牛受精卵E	1個	30,000円～40,000円未満	16,090	同上
和牛受精卵F	1個	40,000円～50,000円未満	18,640	同上
和牛受精卵G	1個	50,000円以上	21,180	同上

和歌山県告示第510号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第511号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第512号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字杉野原字浜瀬285番1地先から同町大字杉野原字深谷49番1地先まで	旧	4.48 } 13.16	184.50	
同上	新	10.38 } 38.10	190.00	

和歌山県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上芳養字関谷4635番1地内	旧	2.80 } 13.40	156.70	
同上	新	8.90 } 16.90	156.70	

和歌山県告示第515号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市上芳養字関谷4635番1地内

供用開始の期日 令和元年9月27日

和歌山県告示第516号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3481	岩出市曾屋字中溝324番1の一部、303番20の一部、里道、水路	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 元.9.13	6.00	76.15

和歌山県告示第517号

空港用化学消防車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
空港用化学消防車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和元年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

帝国繊維株式会社

東京都中央区日本橋二丁目5番1号

5 落札金額

170,500,000円（うち消費税及び地方消費税の額15,500,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年7月12日

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人坂井俊介の監査の事務を補助させることができる旨の協議が整ったので、次のとおり告示する。

令和元年9月27日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
池田学	大阪府大阪市西淀川区姫里三丁目11番30号	令和元年9月10日から 令和2年3月31日まで
辻戸亮平	兵庫県西宮市樋之池町7番4-4401号	令和元年9月10日から 令和2年3月31日まで
岡部隆昭	兵庫県西宮市松山町5番12-107号	令和元年9月10日から 令和2年3月31日まで
永田祐司	京都府京都市左京区鹿ヶ谷法然院町8番地3	令和元年9月10日から 令和2年3月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第7号

3D撮影・画像識別システム賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月27日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

3D撮影・画像識別システム賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和元年7月26日

4 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社関西支店

大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号

5 落札金額

49,467,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,497,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年6月14日

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和元年9月27日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

1 定義

この指示において「ひき縄釣」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

ひき縄釣により水産動物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）又はトローリング大会等を開催して水産動物を採捕させようとする者（以下「主催者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために採捕する場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して採捕する場合
- (2) 試験研究のために採捕する場合
- (3) 和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第46条第1項に規定する許可に基づき、採捕従事者が採捕する場合

3 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 和歌山県に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 同一の採捕者による採捕期間が、連続5日以内であること。
- (4) 採捕しようとする水産動物の種類が、当該資源の保護培養上及び当該資源を利用する漁業との調整上において支障がなく、適当であること。

4 制限又は条件

- (1) 法令等を遵守させる義務

採捕者は、漁業法及び和歌山県漁業調整規則等の水産関係法令を遵守しなければならない。主催者

は、関係する採捕者に対して当該遵守義務を指導しなければならない。

(2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者又は主催者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。主催者は、関係する採捕者に対して漁業者の操業を妨げないよう指導しなければならない。

(5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養上又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(6) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することがある。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、ひき縄釣採捕承認事務取扱要領に定める。

6 指示の有効期間

令和元年10月1日から令和3年9月30日まで